

大規模氾濫減災協議会 と 流域治水協議会

北海道日高振興局

大規模氾濫減災協議会※の対象河川



※日高振興局河川減災対策協議会に当たるもの

●水防法（第15条の10）～大規模氾濫減災協議会～

- ・被害の軽減に資する取組を推進するための協議会
- ・想定最大規模降雨を対象
- ・法律上は「洪水予報河川」「水位周知河川」が対象

●水防災意識社会再構築ビジョンに基づく都道府県等管理河川 での取組について（平成28年10月7日国水河計第78号）

- ・平成29年水防法改正前の国土交通省からの通知文
- ・水防災意識社会の再構築に向けた協議会
(地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言)
- ・「洪水予報河川」「水位周知河川」のほか、「その他の河川」も対象

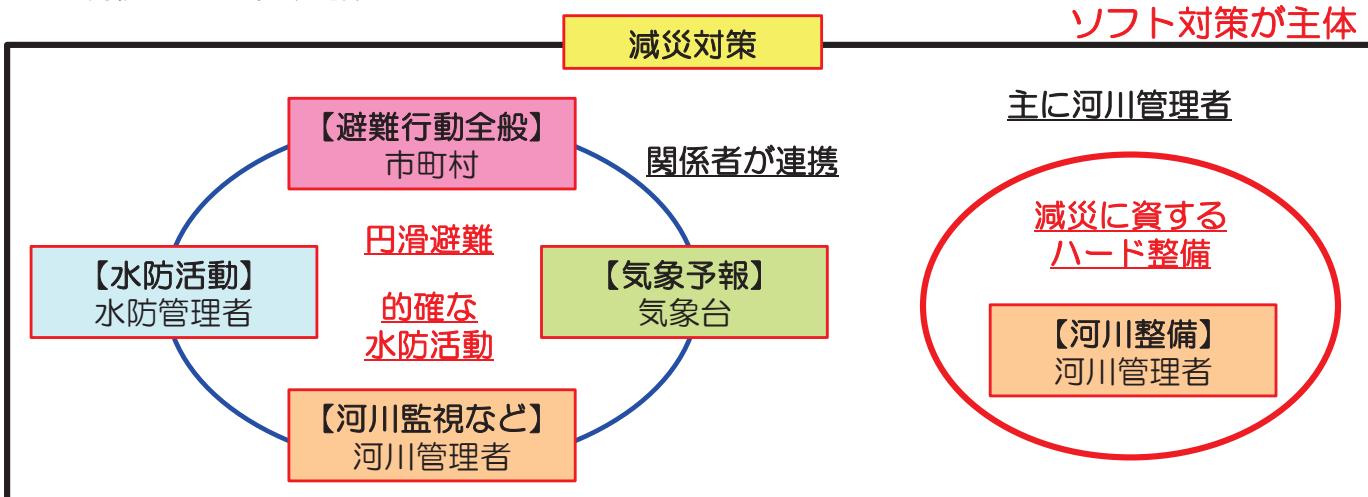
※地方自治法第245条の4（要約）

各大臣は、事務の運営その他の事項について適切と認める技術的助言
もしくは勧告することができる。

協議会は「北海道管理河川」を対象に設置

想定最大規模降雨による大規模氾濫に対する減災対策を ハード・ソフト両面から一体的・総合的・計画的に推進

● 大規模氾濫減災協議会のイメージ



円滑かつ迅速な避難のための取組（一例）

- 重大災害の発生に備えて「ホットライン」を構築
- 「水害タイムライン」に基づく避難勧告等発令
- 洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・周知
- 危機管理型水位計の整備

逃げ遅れゼロが目標

2

流域治水協議会の対象河川

● 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について (令和2年10月27日国水河計第39号ほか)

- 国土交通省からの通知文
- 流域全体で水害を軽減する治水対策「流域治水」への取組を推進するための協議会を設置し、その取組内容を流域治水プロジェクトとして策定・公表

【日高振興局（室蘭建設管理部）の進め方】

- 河川整備計画（河川法第16条の2）に基づいて河川改修を実施している真沼津川水系について、令和3年度（2021年度）までに水系単位で流域治水協議会を設置し、流域治水プロジェクトを策定・公表。

● 河川整備計画（河川法第16条の2）（要約）

河川管理者は、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

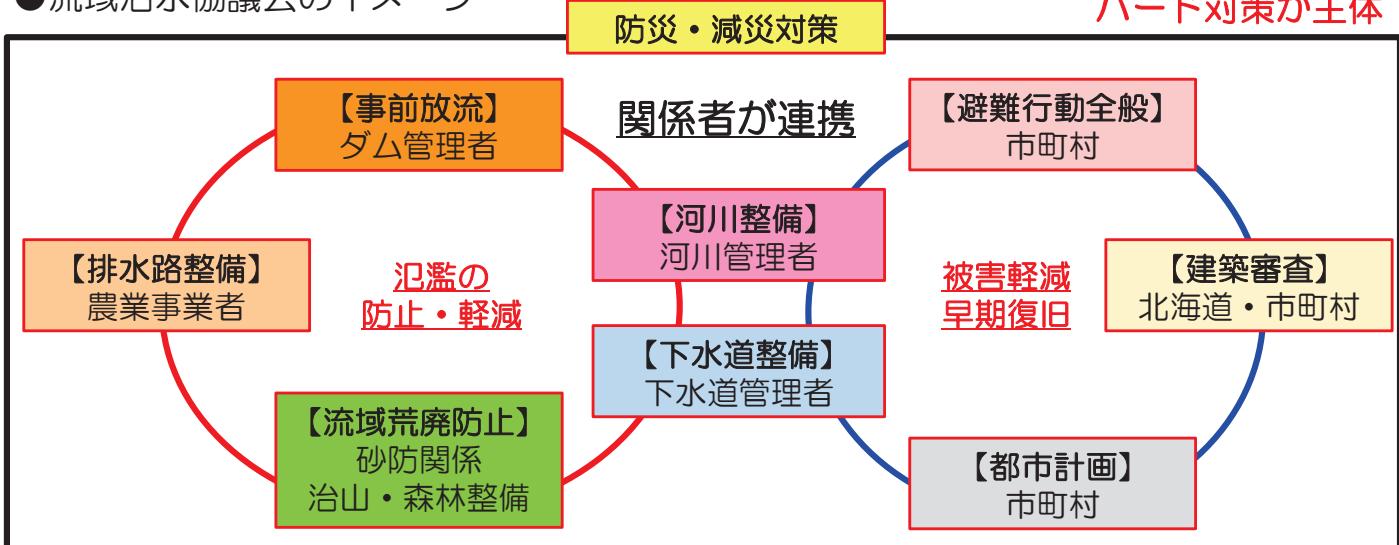
- 昨年8月の豪雨出水（激甚災害）などを踏まえ、室蘭建設管理部が管理する全ての二級水系で流域治水協議会を設立し、流域全体で実施すべき治水対策の検討を進める。

水系単位を基本として協議会を設置

3

水害リスクに備えるため、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を防止・軽減する治水対策「流域治水」をハード・ソフト両面から計画的に推進

●流域治水協議会のイメージ



水害の激甚化・頻発化に対する取組（一例）

- ・土砂掘削、樹木伐採
- ・砂防施設整備等による流域荒廃対策
- ・既存ダムにおける事前放流等の実施・体制構築

流域全体で水害を軽減

国水河計第39号
国水環第61号
国水治第85号
国水下事第38号
国水下流第26号
令和2年10月27日

各都道府県・政令指定都市土木担当部長・下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
下水道部
下水道事業課長
流域管理官
(公印省略)

二級水系における流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることができます。

これを踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進する取組を進めているところです。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理する二級水系について、一級水系での取組を参考に、「流域治水プロジェクト」を推進されるようお願いします。

また、貴管内の関係市町村（政令指定都市を除く）にも、その旨周知お願いします。

河 砂 第 781 号
令和2年（2020年）11月25日

各市町村長 様

北海道建設部土木局河川砂防課長

関係部局の二級水系流域治水プロジェクトへの参画について（通知）

日頃より北海道の河川行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、国土交通省都市局都市計画課、水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室、住宅局建築指導課建築物防災対策室より、令和2年11月11日付け事務連絡により通知がありましたので、お知らせします。

（河川計画係）